

京町家居住支援者会議

(1) 団体設立時期	平成 14 年 5 月 1 日 (活動年数 22 年)																								
(2) 京町家の保全・継承に対する理念 (考え方)	<p>京町家で安心して快適に暮らし続けていけるように、住み手を支援するための学者・設計者・施工者・不動産業者などの専門家集団です。以下を活動理念としています。</p> <p>(1)京町家は生きた財産です。</p> <p>人々の暮らしは最も大切な文化です。京町家は、住まいとして、京都の暮らし・生業を支えてきました。その中で、日本人としての感性や習慣が磨かれてきました。季節のしつらえや、作法など伝えていきたいものが、いっぱい詰まった豊かな空間です。一朝一夕にできるものではありません。</p> <p>(2)健康的な暮らし</p> <p>京町家は、木や土、神といった自然素材で作られています。光や風を取り入れる工夫もされています。季節を感じ、時の移ろいを味わいながら生活できます。化学物質を含んだ新建材で造られた家を買うより、その費用で町家を直した方が、ずっと健康的な生活ができます。</p> <p>(3)地球にやさしい環境</p> <p>京町家を壊して建て直せば、たくさんの廃材がでます。壊すにも捨てるにも費用が掛かります。廃棄処理には余計なエネルギーを使うことになります。京町家は、傷んだところだけを直して使い続けることが可能な建物です。</p> <p>(4)京都のまちなみの形成</p> <p>京都人の洗練された美意識から生みだされたものです。町の人はみんなで“お互いさま”で作ってきました。これを、次世代に継承していきます。</p> <p>(5)長く住み続けるために</p> <p>鋳物世の中は、新しい技術・設備に溢れています。町家は住まいですから、住みやすくする知恵は必要です。我慢して住むことはないと思います。京町家の良さを損なわに形で、正しい改修が必要です。構造や設備など、安心して、快適に暮らせる合法的な提案をしていきたいと思っています。</p>																								
(3) 要領第4条第1項 第2号に掲げる一 覧表に記載された 事業者等の実績の 合計(直近の3年間 に限る。)	<p>① 動産全般の取引や、改修工事（設計・施工等）全般の実績件数 合計約 2500 件 (R6 年 3 月末時点)</p> <p>② 町家の保全・継承につながる取引や改修実績 合計 61 件 (R6 年 3 月末時点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>北</th> <th>上京</th> <th>左京</th> <th>中京</th> <th>東山</th> <th>下京</th> <th>南</th> <th>右京</th> <th>伏見</th> <th>山科</th> <th>西京</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区別	北	上京	左京	中京	東山	下京	南	右京	伏見	山科	西京	別	9	12	6	8	1	11	1	2	8	3	0
区別	北	上京	左京	中京	東山	下京	南	右京	伏見	山科	西京														
別	9	12	6	8	1	11	1	2	8	3	0														

京町家居住支援者会議

(4) 査定項目や期間	<p>依頼を受けてから、現地調査(現地調査)後、原則として二週間以内に、下記内容等の助言を行う。</p> <p>(不動産関係)</p> <p>所有者の意向を踏まえ、所有者から提供された物件情報等をもとに、賃貸・売却の相場価格や近隣の取引事例などについて助言を行う。</p> <p>さらに、所有者の要望があれば、複数の活用方法の提案や、売買・賃貸に係る査定価格、改修資金の課題についての助言を、後日(日程は要望内容により決定する)提示する。</p> <p>(建築関係)</p> <p>現地での目視調査により、建物の状態や一般的な改修方法について助言を行う。</p> <p>さらに、所有者の要望があれば、詳細な現地調査を行い、図面等を作成し、改修・活用(不動産チームと連携)について提案する。ただし、内容により日程と費用(調査+作図+概算見積等)を、所有者と事前協議する。</p>
(5) 要領第4条第1項 第2号に掲げる一 覧表に記載され た事業者等に対す る、研修・育成等に 関する取組状況	<p>毎月の定例会議時 各担当者及び外部講師による技術研修・最新法令等研修</p> <p>伝統建築保全地区への研修旅行</p> <p>計画時の内部打合 各現場の工事前内部打合 現場確認 竣工確認</p> <p>竣工1年後及び竣工3年後点検(担当者以外も同行)</p> <p>出前セミナーによる研修(依頼がある地域へ)(最近は京都市等の公的な相談会等が多く、依頼は減っています。)</p>
(6) 事業者等が行う、活 用方法の提案等に 対するサポート体 制	<p>毎月の定例会議時及び2週間毎の幹部会議時(定例会議と重なる日は同時開催) 出張中(遠隔地)のメンバーは、コロナ禍の経験を生かしてWeb会議を利用しています。</p>
(7) 団体窓口対応者の 選定方法	<p>初動は都合の付く者が対応。定例会議及び幹部会議(2週間毎にどちらかの会議開催)で団体窓口対応者を決定する。出張中(遠隔地)のメンバーは、コロナ禍の経験を生かしてWeb会議を利用しています。</p>
(8) 対応事業者等の選 定方法	<p>団体窓口対応者の情報を元に、定例会議及び幹部会議(2週間毎にどちらかの会議開催)で対応事業者を決定する。出張中(遠隔地)のメンバーは、コロナ禍の経験を生かしてWeb会議を利用しています。</p>
(9) 法律、融資、税金、 相続等の相談に対 するサポート体制	<p>会議メンバーの不動産鑑定士・司法書士及び各メンバーの協力弁護士・税理士・提携金融機関の協力を得て、総合的・専門的にサポートする。</p>
(10) 所有者等と業務に 関する契約を締結 した場合、以後のフ ォローアップ体制	<p>竣工時点検 竣工1年後点検及び竣工3年後点検を行う。要望があれば隨時誠実に対応(例:隣地京町家が解体され、現在の京町家への影響や事業主への対応や修復のアドバイス等のフォロー)</p>

電話番号：075-411-0688

ホームページ：<http://machiya-shien.net/>

住所：京都市北区紫野西御所田町16番地の2 「TAMARIBA」

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	<p>五年前から空き家(特に奥の路地部分が劣化)であった京町家路地の再生。マンション会社から新築賃貸マンションの提案もあったが、交通の便を考えると入居が厳しいと予測された。空き家対策を「京都市まち再生・創造推進室」に相談され、メンバーの志村(設計)と吉田(不動産+施工)も参加し計画が進められた。京町家のゲストハウスとして再生された。表通りに面した京町家から路地の京町家が長屋形式で連続したJ型の一つの建物。元々オーナーは地元の方で、地域貢献されていて 今後もこの施設で地域貢献されます。再建築が難しい路地の再生の保全・活用事例となった。</p>
(2) 保全・活用のポイント ^{※2}	<p>■維持保全にあたっては、所有者の意図を尊重し反映し、老朽化部分の修復と耐震改修を基本として、地域貢献も可能な間取り改修のゲストハウスとして再生した。</p> <p>■活用にあたっては、所有者自らが利用するのではなく、メンバーの吉田が借り受け、ゲストハウスとして運営されます。改修費は前払い家賃が活用され、オーナーの負担が軽減された。</p>
(3) 物件写真 ^{※3}	<p>(改修前)</p>     

次ページに続く

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(改修後)



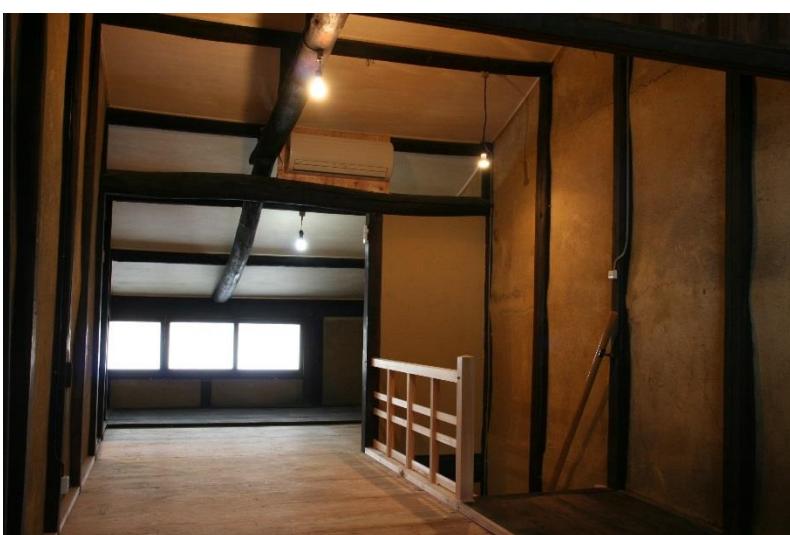
これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	<p>長く空家であった京町家の老朽化が進んだため、維持保全のために、改修と有効活用の相談を受ける。限界耐力計算による耐震改修工事と設備の更新等提案。活用に当たって町家の趣を損なわないような職種の事務所等の利用に限定した。結果、NPO法人に10年間の定期建物賃貸借制度を利用して賃貸することとした。</p>
(2) 保全・活用のポイント ^{※2}	<p>維持保全にあたっては、所有者の意図を尊重、反映し、耐震改修を基本として、みせの間を含め、極力元の間取りを残すことに重点を置いて改修にあたった。</p> <p>活用にあたっては、所有者自らが利用するのではなく、賃貸を希望されたゆえ、改修後の併まいに大きな変化を加えない職種の利用者に賃貸することで町家としての風情を継続してもらいながら改修工事費の回収を図ることとした。加えて、地域に貢献するような方を優先したいという所有者の意向を反映し、工事完了後の平成21年3月に、地域おこしや文化セミナーを企画開催されるNPO法人（学識経験者で構成）「京都自由大学」に10年間の定期建物賃貸借により賃貸契約を締結した。</p>
(3) 物件写真 ^{※3}	<p>(改修前)</p> 

次ページに続く

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(改修後)



これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	お住まいの住宅を全面リフォーム。京・安心すまいづくりセンターの(本格)耐震補強助成および太陽光パネル設置助成と、京都市都市計画局まち再生・創造推進室の指定京町家改修助成を受けて、構造・設備・内外装・建具(可能な部分は既存建具の再利用)の全面リフォーム
(2) 保全・活用のポイント ^{※2}	京町家の魅力と価値を守る。限界耐力計算により構造補強、床下断熱材等により、京町家の欠点をカバーし住み易さの確保。さらに、利活用のため変更されていた正面外観を当初の京町家(推定)に戻す。ただし、大屋根は耐震補強のため金属屋根に変更。キッチン・U B・手洗・便器等は最新の機種を採用し、快適な生活の確保。
(3) 物件写真 ^{※3}	

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	1階約 95 m ² 2階約 83 m ² の空き店舗に、テナントを誘致し、耐震補強後、テナント側が内外装工事
(2) 保全・活用のポイント※ ²	屋根外壁共に傷んだ看板建築(京町家)を、屋根を葺き替え、外観は元のスタイルに戻し、店舗に和わせた外装(板張り)。内部は、構造改修と耐震改修の上、店舗用の間取りと内装に改修した。
(3) 物件写真※ ³	

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	空き家の元店舗付京町家を、屋根や構造を改修し、1階店舗、2階住宅に改修し、テナントを誘致した。改修工事費は、貸主負担。
(2) 保全・活用のポイント ^{※2}	元店舗用に改修されていた京町家を、オリジナルな京町家に復元し、町の景観に寄与し、内外装を新しくし、最新の設備とし、入居者が誇れる店舗付京町家を復元した。
(3) 物件写真 ^{※3}	

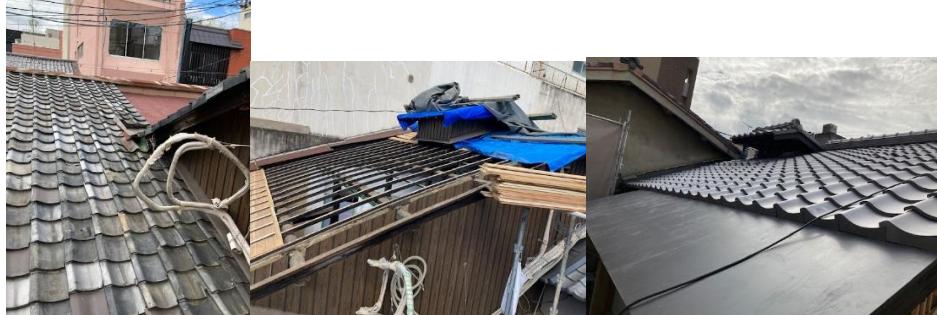
これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	空き家の一部改修された京町家を改修し、賃貸住宅とした。改修費用は、借主負担(10年間家賃一括払い)
(2) 保全・活用のポイント※ ²	空き家の一部改修された京町家を改修し、元の京町家に復元、景観に寄与し、内外装を一新し・及び最新の設備とし、入居者が誇れる京町家とした。
(3) 物件写真※ ³	

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	<p>空き家の京町家の表の2階建てと、その奥の路地内の平屋の長屋を一体的に改修し、住宅(四戸)と工房(三戸) カフェ(一戸)に再生し、近隣の集会所としても利用できる施設とした。中庭は、これまで使われてきた共同の井戸とお地蔵さんを残し、江戸時代の風情を再現した。入居者や近隣の皆さんに地蔵盆などに利用され好評です。</p>
(2) 保全・活用のポイント ^{※2}	<p>痛みが激しい路地内の京町家は構造補強をし、屋根と外壁と建具を改修し再生した。表の京町家も構造補強し、外装と内装を改修した、1階はカフェとして間取りを変更した。</p>
(3) 物件写真 ^{※3}	

これまでに取り組んだ京町家の保全・活用事例

(1) 保全・活用事例の概要	屋根の改修(担当：林)
(2) 保全・活用のポイント※ ²	下地から丁寧に施工し、土葺き瓦を桟瓦に変更し、耐震性の向上
(3) 物件写真※ ³	<p style="text-align: center;">改修前 改修中 改修後</p>  <p style="text-align: right;">施工：株式会社木村工務店</p>

京町家の保全及び継承に取り組む事業者等のリスト

商号	富家建築設計事務所	代表者名	富家裕久	保有資格	一級建築士					
事務所所在地	京都市上京区一条通千本西入烏丸町373-12 TEL (075) 204-4686				京都府耐震診断士 京都市耐震診断士					
<従事年数*>	24年 (令和6年3月時点)	メールアドレス	hiro@tomiie-archit.com tomiie-archit.com							
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	改修・売買・賃貸・その他(改修設計・耐震設計)									
京町家の保全・継承実績(累計)	30件 (令和6年3月時点)									
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>										
京町家は京都にとって大事な宝です。京町家には暮らし、産業、文化すべてが今も生きた形で残され、使い続けられている一方で滅失が続いている。町家が残らないということはその基盤となる暮らし、産業、文化の崩壊が一因です。保全、継承には表面的な建物の活用だけでなく基盤となっている文化等から見つめなおさなければなりません。										

商号	吉岡不動産鑑定 事務所	代表者名	吉岡和潔	保有資格	不動産鑑定士					
事務所所在地	京都府亀岡市篠町馬堀広道3-33 Tel 0771(22)5643									
<従事年数*>	15年 (平成30年 6月時点)	メールアドレス	y-office@nike.eonet.ne.jp http://www.rea-yoshioka.com/							
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	改修・売買・賃貸・その他(不動産コンサル)									
京町家の保全・継承実績(累計)	0件 (30年 6月時点)									
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>										
平成30年5月に建物状況調査(インスペクション)を専門にする株式会社として、吉岡不動産鑑定事務所とともに建物に強いグループ会社となりました。										
日々 皆様方から求められるサービスが多様化するなか、我々がより必要とされるために										
①建物に関するプロである建築士 ②不動産取引に関するプロである宅地建物取引士 ③不動産(土地と建物)の価格を判定するプロである不動産鑑定士										
この3つの独占業務から得られる知識とノウハウを最大限活用した情報を提供し続けてまいります。										
建築士という建物の専門家が建物状況調査によって把握した建物のスペック・コンディションを、今度は不動産鑑定士がしっかりと「価格」に置き換えていくことによって、建物に対する情報を少しでも多くのみなさまに提供していきます。										

京町家の保全及び継承に取り組む事業者等のリスト

商号	Sho 建築設計事務所	代表者名	畠 正一郎	保有 資格	一級建築士
事務所所在地	京都市上京区一条通千本西入烏丸町373-12 TEL (075-933-7565)				
<従事年数*>	32 年 (2018 年 1 月時点)	メールアドレス	s-hata@mbox.kyoto-inet.or.jp		
		ホームページ	http://machiya-shien.net/		
提案可能な業務内容(該当項目に○印)		改修	売買・賃貸・その他()		
京町家の保全・継承実績(累計)		2 件	(2018 年 1 月時点)		
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)> 飲食店に限らず様々な店舗に携わってきました。そのノウハウを京町家不特定多数利用改修時には、構造面・水廻り面・空間構成に活かしていくべきだと思っています。					

商号	伏木道雄建築設計事務所	代表者名	伏木 道雄	保有 資格	一級建築士 京都市耐震診断士
事務所所在地	京都市下京区新町通五条上る材木町147-6 TEL (075-354-9588)				
<従事年数*>	35 年 (令和 6 年 3 月時点)	メールアドレス	michio@fushiki-arch.jp		
		ホームページ	http://www.fushiki-arch.jp		
提案可能な業務内容(該当項目に○印)		改修	売買・賃貸・その他(利活用のアドバイス)		
京町家の保全・継承実績(累計)		20 件	(令和 6 年 3 月時点)		
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)> 京町家の魅力を維持し、耐震性や居住環境の建築性能を向上させ、求められる機能(性能)を確保し、内部空間も魅力的に再生させ、景観も良好に保持し、保全及び継承に取り組む。					

京町家の保全及び継承に取り組む事業者等のリスト

商号	合同会社平和土地	代表者名	林 茂	保有資格	宅地建物取引士 不動産コンサルティングマスター 賃貸不動産経営管理士										
事務所所在地	〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井 245-1-705	TEL 075(211)7216													
<従事年数* >		43 年 (2024 月 3 月点)	メールアドレス ホームページ	heiwa@wonder.ocn.ne.jp https://www.heiwa-kanri.co.jp											
提案可能な業務内容(該当項目に○印)		改修・売買・賃貸・その他(不動産管理)													
京町家の保全・継承実績(累計)	平成 15 年～41 件 (2024 年 3 月時点)														
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>															
木と石と土で出来た、職人が手間を掛けて造る住まいは、手入れを怠らずに使えば 100 年を超えてその役割を果たしてくれるものであり、建具を差し替えて暑い夏を涼しく過ごし、通りを行く人の視線に配慮した格子はデザインに遊び心を偲ばせる町衆の拘りでもあります。これらが景観を形づくり、夜には漏れる灯りが風情を醸します。歴史と技が凝縮されたこれらは生活文化の象徴であり、歴史と伝統の賜物です。その知恵と技は継承されることが好ましいと思うことから、地域を形成するような景観の対象は維持、保存されるべく非力ながらお手伝い出来ればとの想いでこれからも案件に取り組んで参る所存です。															

商号	株式会社 アーバン・アシスト	代表者名	吉田 創一 吉田 光一	保有資格	・宅地建物取引士 ・賃貸住宅経営管理士 ・不動産コンサルティングマスター ・相続対策専門士 ・外国人住生活アドバイザー										
事務所所在地	京都市北区紫野西御所田町 9-1 TEL 075 - 431-2244														
<従事年数* >		49 年 (令和 6 年 3 月末時点)	メールアドレス ホームページ	k-yoshida@flat-a.co.jp http://flat-a.co.jp											
提案可能な業務内容(該当項目に○印)		改修・売買・賃貸・その他(企画提案・サブリース・)													
京町家の保全・継承実績(累計)	約 2400 件 (令和 6 年 3 月末時点)														
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>															
平成 12 年「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特措法」施行により、家主・地主対象セミナーを開催。空き家の多くが京町家でした。平成 12 年第一号の京町家再生で町家の良さを実感、その後、町家体験館、町家再生展示館など開設し、一般の方々に京町家の魅力、住みやすさ、歴史的価値等を知っていただく活動を展開。現在までに 300 棟を超える保全・再生のお手伝いをさせていただきました。 昨年、京都商工会議所主催の「知恵ビジネスプラン」へ応募“京町家改修資金の調達の仕組み”で認定を受けました。															

京町家の保全及び継承に取り組む事業者等のリスト

商号	堀工務店	代表者名	堀 栄二	保有 資格	2級建築士				
事務所所在地	京都市左京区北白川西瀬ノ内町 59	Tel 075-721-1577			2級施工管理技士				
<従事年数*> (2018年4月時点)	38年	メールアドレス	Eizi_hori_ko@zeus.eonet.ne.jp						
		ホームページ	なし						
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修		・ 売買 ・ 賃貸 ・ その他()						
京町家の保全・継承実績(累計)			20件	(2018年4月時点)					
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>									
耐震性の向上と健全化構造改修並びに居住性向上をお客さんと共同で行う									

商号	望月工務店	代表者名	望月 幸夫	保有 資格	木造建築士				
事務所所在地	城陽市平川野原 34	Tel 53-5093			2級施工管理技士				
<従事年数*> (30年6月時点)	40年	メールアドレス							
		ホームページ							
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修		・ 売買 ・ 賃貸 ・ その他()						
京町家の保全・継承実績(累計)			15件	(30年6月時点)					
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>									
快適に暮らせる町家を目指して、日々精進しています。簡単な修繕、補修は自らの手で、セルフビルドも応援します。									

商号	株木村工務店	代表者名	取締役会長 木村忠紀 代表取締役 木村紀晃	保有 資格	一級建築士 一級建築士				
事務所所在地			京都市東山区泉涌寺雀ヶ森町8-20 Tel 075-531-4957						
<従事年数*> (2018年6月時点)	創業来72年	メールアドレス	YFA25266@nifty.com						
		ホームページ							
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修		・ 売買 ・ 賃貸 ・ その他()						
京町家の保全・継承実績(累計)			145件	(2018年6月時点)					
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>									
京町家の改修や構造補強、防火仕様等の取り組みは1998年の京都建築専門学校葭屋町校舎の改修工事に始まり現在に至る。建築基準法の仕様規定により性能規定への改正が2000年に始まり、防火や耐震が画期的に開発され、研究に携わることが出来、建基法の告示に記載された。現在もこれらの研究、開発に加わっている。									

京町家の保全及び継承に取り組む事業者等のリスト

商号	(株) カノ工務店	代表者名	狩野文博	保有資格	二級建築士、 二級施工管理技士					
事務所所在地	〒612-0843 京都市伏見区深草大龜谷古御香町 122-3 TEL (075-643-8060)									
<従事年数※>	42 年 (令和 6 年 3 月時点)	メールアドレス	kanokou@syd.odn.ne.jp							
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	改修・売買・賃貸・その他									
京町家の保全・継承実績(累計)	50 件 (令和 6 年 3 月時点)									
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>										
リサイクル可能な自然素材でつくられているエコ住宅である事や、どんなに痛んでいても再生可能であることなどの説明をして京町家の良さをご理解頂いています。また、様々な公的助成金制度を紹介し、可能な限り申請できるようにお手伝いしています。										

商号	一級建築士事務所 志村建築設計事務所	代表者名	志村公夫	保有資格	一級建築士 京都市耐震診断士					
事務所所在地	京都市中京区御池通西洞院東入橋之町 741-3 イトピア上田御池ビル9階									
<従事年数※>	45 年 (令和 6 年 3 月時点)	メールアドレス	shimuraa@athena.ocn.ne.jp							
提案可能な業務内容(該当項目に○印)	その他(改修設計・耐震診断・耐震改修設計)									
京町家の保全・継承実績(累計)	17 件 (令和 6 年 3 月時点)									
<京町家の保全及び継承に取り組む姿勢(PR ポイント等)>										
京町家は京都の大工、左官、建具、瓦職人などにより、洗練された技術で作られてきた。その町家の集合が京都の美しい街並みを形成してきたと思います。現代では外壁もサイディング、屋根もカラーべストなどの新建材が使われているが、京都の景観に合うデザインを提案すべきであると考えます。室内空間は、現代の生活スタイルに合わせ、住宅設備機器を取り入れ、バリアフリーを考慮し階段も緩い勾配に造り替え、高齢者でも住みやすい断熱性の優れた住空間を目指すべきであると考えます。										

※従事年数：不動産業又は建築関連（設計・施工等）の業務に、通算して従事している年数